

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(選挙管理委員会事務局分)(令和8年1月分)

No.	担当課	問合せ先(直通)	業務名	契約業者名	契約金額(税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	選挙管理委員会事務局	228-7875	衆議院議員総選挙等に係る投票所入場整理券等電算事後処理業務	ナカバヤシ株式会社 大阪本社	10,995,677	R8.1.19	<p>本業務は、公職選挙法施行令第31条第1項で、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に交付するように努める旨規定されている投票所入場整理券を作成する業務である。「選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに」と規定されているが、実際には公示(告示)日の翌日が期日前投票期間の初日でもあることから、本市では、投票所の場所及び投票時間の周知等のため、公示(告示)日の前日・当日・翌日に選挙人に届くよう投票所入場整理券を発送している。</p> <p>このたび、令和8年1月23日(金)に衆議院を解散し、同年1月27日(火)公示、同年2月8日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙を行う旨が、同年1月19日に高市内閣総理大臣から表明された。また、同年1月16日に大阪府知事が辞職したことにより、同年1月22日(木)告示、同年2月8日(日)執行の日程で大阪府知事選挙を実施することが決定した旨、同年1月16日付で大阪府選挙管理委員会委員長から通知があった。</p> <p>衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙の投票所入場整理券については、投票日が決定した1月19日から原稿作成等の準備作業を開始し、別業務で実施される選挙人名簿の調製結果(郵送先一覧)を1月21日に受領した後、翌1月22日から印刷・封入封緘作業を開始した場合でも、印刷・封入封緘作業には相当の時間を要する(令和7年7月の参議院議員通常選挙では印刷・封緘作業に7日間を要した。)ことから、郵便局への持ち込みは早くとも1月28日(水)となり、選挙人へは1月30日(金)から2月3日(火)にかけて届く見込みである(1月31日(土)及び2月1日(日)は配達なし)。なお、配達完了見込みの2月3日は大阪府知事選挙の期日前投票開始日(1月23日)から11日後、衆議院議員総選挙の期日前投票開始日(1月28日)から6日後に当たる。こうしたことから、可能な限り早期に着手する必要がある。</p> <p>また、郵便局に持ち込むまでには、印刷・封入封緘作業の実作業時間のほか、原稿作成や印刷プログラムの作成、用紙等の資材調達などの準備期間が必要である(令和7年7月の参議院議員通常選挙では入稿完了から校了まで5営業日、校了から発送まで7営業日を要している。)。このため、解散・選挙日程の確定とほぼ同時に履行開始が求められる状況であり、早急に契約をしなければ、予定している期限内に業務の履行を完了することは困難であり、選挙人の投票行動に悪影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を競争入札に付す時間的余裕はなく、前回の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)において受注したナカバヤシ株式会社であれば、解散・選挙日程確定後の極めてタイトなスケジュールにおいても適切な履行が見込めることから、当該業者と随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	1者随契	
2	選挙管理委員会事務局	228-7875	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示板及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板並びに大阪府知事選挙ポスター掲示板作製設置等業務(堺区・西区)	株式会社山内塗装店	19,990,960	R8.1.19	<p>本業務は、公職選挙法第144条の2並びに国民審査法第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条に基づき、立候補者のポスターを掲示する「公営ポスター掲示場」及び最高裁判所裁判官国民審査の「氏名掲示板」の設置、維持管理及び撤去を行うものである。</p> <p>公営ポスター掲示場は、立候補者が立候補届出後速やかにポスターを掲示できるよう、公示日(立候補届出日)までに設置しておかなければならない。なお、本市においては、設置完了の確認及び不備発生時の対応を可能とするため、公示日及び告示日の3日前までに公営ポスター掲示場の設置を完了する運用としている。</p> <p>このたび、令和8年1月22日(木)告示、同年2月8日(日)執行の日程で大阪府知事選挙が、また、令和8年1月27日(火)公示、同年2月8日(日)執行の日程で衆議院解散総選挙が実施されることとなった。</p> <p>このことから、大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場は、告示日である令和8年1月22日の3日前(1月19日)までに、衆議院解散総選挙の公営ポスター掲示場は、公示日である令和8年1月27日の3日前(1月24日)までに、それぞれ設置を完了させる必要がある。</p> <p>しかしながら、解散・選挙日程確定後直ちに履行を開始した場合であっても、公営ポスター掲示場の設置に当たっては、掲示板等の資材調達、設置場所の管理者等との地元調整、受注者との作業日時の調整等、綿密な事前調整が必要であり、設置業務に一定の日数を要する。直近の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)においても、資材調達等の事前準備及び調整を除いた設置作業のみで15日程度を要しているところである。</p> <p>このため、上記期限(公示・告示日の3日前)内での履行完了は困難であり、今回の事前調整等に要する日数を考慮すると、解散・選挙日程の確定と同時に履行を開始したとしても、設定可能な設置完了日は、大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場が令和8年1月29日、衆議院解散総選挙の公営ポスター掲示場が令和8年1月26日となる。同日は公示日の3日前には該当しないものの、適正履行及び安全性を担保できる最短の日程であり、掲示機会の確保を最大化するため、同日を設置完了日として設定するものである。ついては、解散・選挙日程の確定と同時に履行を開始できるよう、早急に契約を締結することが不可欠である。</p> <p>以上のとおり、本業務については競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)において受注した株式会社山内塗装店であれば、解散・選挙日程確定後のタイトなスケジュール下においても適切な履行が見込まれることから、当該業者との随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	1者随契	

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
3	選挙管理 委員会事務 局	228-7875	衆議院小選挙区選出議員選挙 ポスター掲示板及び最高裁判所 裁判官国民審査氏名掲示板並 びに大阪府知事選挙ポスター掲 示板作製設置等業務(東区・北 区)	株式会社 中嶋工務店	17,010,609	R8.1.19	<p>本業務は、公職選挙法第144条の2並びに国民審査法第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条に基づき、立候補者のポスターを掲示する「公営ポスター掲示場」及び最高裁判所裁判官国民審査の「氏名掲示板」の設置、維持管理及び撤去を行うものである。</p> <p>公営ポスター掲示場は、立候補者が立候補届出後速やかにポスターを掲示できるよう、公示日(立候補届出日)までに設置しておかなければならない。なお、本市においては、設置完了の確認及び不備発生時の対応を可能とするため、公示日及び告示日の3日前までに公営ポスター掲示場の設置を完了する運用としている。</p> <p>このたび、令和8年1月22日(木)告示、同年2月8日(日)執行の日程で大阪府知事選挙が、また、令和8年1月27日(火)公示、同年2月8日(日)執行の日程で衆議院解散総選挙が実施されることとなった。</p> <p>このことから、大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場は、告示日である令和8年1月22日の3日前(1月19日)までに、衆議院解散総選挙の公営ポスター掲示場は、公示日である令和8年1月27日の3日前(1月24日)までに、それぞれ設置を完了させる必要がある。</p> <p>しかしながら、解散・選挙日程確定後直ちに履行を開始した場合であっても、公営ポスター掲示場の設置に当たっては、掲示板等の資材調達、設置場所の管理者等との地元調整、受注者との作業日時の調整等、綿密な事前調整が必要であり、設置業務に一定の日数を要する。直近の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)においても、資材調達等の事前準備及び調整を除いた設置作業のみで15日程度を要しているところである。</p> <p>このため、上記期限(公示・告示日の3日前)内での履行完了は困難であり、今回の事前調整等に要する日数を考慮すると、解散・選挙日程の確定と同時に履行を開始したとしても、設定可能な設置完了日は、大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場が令和8年1月29日、衆議院解散総選挙の公営ポスター掲示場が令和8年1月26日となる。同日は公示日の3日前には該当しないものの、適正履行及び安全性を担保できる最短の日程であり、掲示機会の確保を最大化するため、同日を設置完了日として設定するものである。ついては、解散・選挙日程の確定と同時に履行を開始できるよう、早急に契約を締結することが不可欠である。</p> <p>以上のとおり、本業務については競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)において受注した株式会社中嶋工務店であれば、解散・選挙日程確定後のタイトなスケジュール下においても適切な履行が見込まれることから、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	1者随契	
4	選挙管理 委員会事務 局	228-7875	衆議院小選挙区選出議員選挙 ポスター掲示板及び最高裁判所 裁判官国民審査氏名掲示板並 びに大阪府知事選挙ポスター掲 示板作製設置等業務(中区・南 区)	株式会社 増田工務店	18,640,000	R8.1.19	<p>本業務は、公職選挙法第144条の2並びに国民審査法第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条に基づき、立候補者のポスターを掲示する「公営ポスター掲示場」及び最高裁判所裁判官国民審査の「氏名掲示板」の設置、維持管理及び撤去を行うものである。</p> <p>公営ポスター掲示場は、立候補者が立候補届出後速やかにポスターを掲示できるよう、公示日(立候補届出日)までに設置しておかなければならない。なお、本市においては、設置完了の確認及び不備発生時の対応を可能とするため、公示日及び告示日の3日前までに公営ポスター掲示場の設置を完了する運用としている。</p> <p>このたび、令和8年1月22日(木)告示、同年2月8日(日)執行の日程で大阪府知事選挙が、また、令和8年1月27日(火)公示、同年2月8日(日)執行の日程で衆議院解散総選挙が実施されることとなった。</p> <p>このことから、大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場は、告示日である令和8年1月22日の3日前(1月19日)までに、衆議院解散総選挙の公営ポスター掲示場は、公示日である令和8年1月27日の3日前(1月24日)までに、それぞれ設置を完了させる必要がある。</p> <p>しかしながら、解散・選挙日程確定後直ちに履行を開始した場合であっても、公営ポスター掲示場の設置に当たっては、掲示板等の資材調達、設置場所の管理者等との地元調整、受注者との作業日時の調整等、綿密な事前調整が必要であり、設置業務に一定の日数を要する。直近の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)においても、資材調達等の事前準備及び調整を除いた設置作業のみで15日程度を要しているところである。</p> <p>このため、上記期限(公示・告示日の3日前)内での履行完了は困難であり、今回の事前調整等に要する日数を考慮すると、解散・選挙日程の確定と同時に履行を開始したとしても、設定可能な設置完了日は、大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場が令和8年1月29日、衆議院解散総選挙の公営ポスター掲示場が令和8年1月26日となる。同日は公示日の3日前には該当しないものの、適正履行及び安全性を担保できる最短の日程であり、掲示機会の確保を最大化するため、同日を設置完了日として設定するものである。ついては、解散・選挙日程の確定と同時に履行を開始できるよう、早急に契約を締結することが不可欠である。</p> <p>以上のとおり、本業務については競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)において受注した株式会社増田工務店であれば、解散・選挙日程確定後のタイトなスケジュール下においても適切な履行が見込まれることから、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	1者随契	

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
5	選挙管理 委員会事 務局	228-7875	衆議院小選挙区選出議員選挙 ポスター掲示板及び最高裁判所 裁判官国民審査氏名掲示板並 びに大阪府知事選挙ポスター掲 示板作製設置等業務(美原区)	株式会社フロムワン	7,975,000	R8.1.19	<p>本業務は、公職選挙法第144条の2並びに国民審査法第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条に基づき、立候補者のポスターを掲示する「公営ポスター掲示場」及び最高裁判所裁判官国民審査の「氏名掲示板」の設置、維持管理及び撤去を行うものである。</p> <p>公営ポスター掲示場は、立候補者が立候補届出後速やかにポスターを掲示できるよう、公示日(立候補届出日)までに設置しておかなければならない。なお、本市においては、設置完了の確認及び不備発生時の対応を可能とするため、公示日及び告示日の3日前までに公営ポスター掲示場の設置を完了する運用としている。</p> <p>このたび、令和8年1月22日(木)告示、同年2月8日(日)執行の日程で大阪府知事選挙が、また、令和8年1月27日(火)公示、同年2月8日(日)執行の日程で衆議院解散総選挙が実施されることとなった。</p> <p>このことから、大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場は、告示日である令和8年1月22日の3日前(1月19日)までに、衆議院解散総選挙の公営ポスター掲示場は、公示日である令和8年1月27日の3日前(1月24日)までに、それぞれ設置を完了させる必要がある。</p> <p>しかしながら、解散・選挙日程確定後直ちに履行を開始した場合であっても、公営ポスター掲示場の設置に当たっては、掲示板等の資材調達、設置場所の管理者等との地元調整、受注者との作業日時の調整等、綿密な事前調整が必要であり、設置業務に一定の日数を要する。直近の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)においても、資材調達等の事前準備及び調整を除いた設置作業のみで15日程度を要しているところである。</p> <p>このため、上記期限(公示・告示日の3日前)内での履行完了は困難であり、今回の事前調整等に要する日数を考慮すると、解散・選挙日程の確定と同時に履行を開始したとしても、設定可能な設置完了日は、大阪府知事選挙の公営ポスター掲示場が令和8年1月29日、衆議院解散総選挙の公営ポスター掲示場が令和8年1月26日となる。同日は公示日の3日前には該当しないものの、適正履行及び安全性を担保できる最短の日程であり、掲示機会の確保を最大化するため、同日を設置完了日として設定するものである。については、解散・選挙日程の確定と同時に履行を開始できるよう、早急に契約を締結することが不可欠である。</p> <p>以上のとおり、本業務については競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)において受注した株式会社フロムワンであれば、解散・選挙日程確定後のタイトなスケジュール下においても適切な履行が見込まれることから、当該業者との随意契約を行うものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	1者随契	
6	選挙管理 委員会事 務局	228-7875	選挙管理システム運用支援業務	株式会社ムサン 大阪支店	11,207,350	R8.1.19	<p>当該事業者は、期日前投票、投開票集計、選挙人名簿の各選挙システムを独自に開発し、自社による直接販売のみを行っている。このため、当該システムの仕様や構造等の詳細は一般には公開されておらず、他の事業者には十分に知られていない状況にある。</p> <p>また、選挙システムは業務の性質上、常時稼働するものではなく、選挙時に限定して集中的に使用される特性を有している。さらに、選挙の種類ごとに必要となる設定や操作が異なることから、システム構造及び運用方法を熟知した者による支援が不可欠であり、これが欠如した場合には選挙執行に重大な支障を来すおそれがある。</p> <p>仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、事業者ごとに選挙システム全体の構造、プログラム、処理ロジック等を一から解析する必要があるほか、選挙の種類に応じた業務内容についても十分に理解する必要がある。そのため、準備に要する時間及びコストの両面において現実的ではない。また、選挙時運用に関する経験の蓄積も困難であり、他社が開発したシステムを運用するという性質上、不具合が発生した場合には十分な知見がないことから迅速な対応が困難となり、選挙執行全体に深刻な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上の理由により、本業務については、選挙システムの開発元であり、当該システムの構造及び運用に精通する当該事業者と随意契約により契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
7	選挙管理 委員会事 務局	228-7875	第51回衆議院議員総選挙選挙 公報等配布業務(堺区・東区・北 区・美原区)	株式会社YDS府下南部 地区本部	59,396,700	R8.1.22	<p>本業務は、次に記載の公報について、次のとおり、市内の全世帯への配布義務が定められている。</p> <p>①衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報:公職選挙法第170条により選挙期日前2日までに配布  ②大阪府知事選挙選挙公報:公職選挙法第170条により選挙期日前2日までに配布  ③最高裁判所裁判官国民審査公報:最高裁判所裁判官国民審査法施行令第28条により審査の期日前2日までに配布</p> <p>①②③の公報については、大阪府選挙管理委員会で作成され、配布業者に納品される。</p> <p>このたび、令和8年1月23日(金)に衆議院を解散し、同年1月27日(火)公示、同年2月8日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙を行う旨が、同年1月19日に高市内閣総理大臣から表明された。また、同年1月16日に大阪府知事が辞職したことにより、同年1月22日(木)告示、同年2月8日(日)執行の日程で大阪府知事選挙を実施することが決定した旨、同年1月16日付で大阪府選挙管理委員会委員長から通知があった。</p> <p>これに伴い、大阪府選管より選挙公報配布業者及び納品場所等の照会があり、大阪府選管で府下全域の配送計画を作成するなどの業務に支障がでないよう、納品場所を決定次第速やかに報告するよう要請があった。当該報告を遅滞するほど、選挙公報配布業者への選挙公報の納品日が遅滞することとなり、適正な履行に必要な履行期間を確保できないこととなる。</p> <p>また、配布業者においては、衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査公報の納品(1月31日頃)から配布開始(2月3日頃)までは3日程度、配布開始から法律上の配布期限(2月6日)までは4日程度しかないため、速やかに配布ができるよう、納品日までに配布部数や配布箇所の把握、配布人員の大幅な増員、配布責任者等への業務説明など、万全の体制を整える必要がある。なお、大阪府知事選挙選挙公報については、公示日が早いため、衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報等より3日程度早く納品されるが、当該選挙公報のみ先に配布することは、この度のタイトなスケジュールにおいては困難であり、非効率であるため、衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報等と同時に配布とする。</p> <p>よって、解散表明・選挙日程の確定後速やかに業者を決定する必要があり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難となり、選挙(審査)公報の世帯への配布が遅れ、選挙人の投票行動に悪影響を来す恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)において受注した株式会社YDS府下南部地区本部ならば法律上の配布期限までのタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	1者随契	

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
8	選挙管理 委員会事 務局	228-7875	第51回衆議院議員総選挙選挙 公報等配布業務(中区・西区・南 区)	株式会社YDS府下南部 地区本部	49,519,800	R8.1.22	<p>本業務は、次に記載の公報について、次のとおり、市内の全世帯への配布義務が定められている。</p> <p>①衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報:公職選挙法第170条により選挙期日前2日までに配布 ②大阪府知事選挙選挙公報:公職選挙法第170条により選挙期日前2日までに配布 ③最高裁判所裁判官国民審査公報:最高裁判所裁判官国民審査法施行令第28条により審査の期日前2日までに配布</p> <p>①②③の公報については、大阪府選挙管理委員会で作成され、配布業者に納品される。</p> <p>このたび、令和8年1月23日(金)に衆議院を解散し、同年1月27日(火)公示、同年2月8日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙を行う旨が、同年1月19日に高市内閣総理大臣から表明された。また、同年1月16日に大阪府知事が辞職したことにより、同年1月22日(木)告示、同年2月8日(日)執行の日程で大阪府知事選挙を実施することが決定した旨、同年1月16日付で大阪府選挙管理委員会委員長から通知があった。</p> <p>これに伴い、大阪府選管より選挙公報配布業者及び納品場所等の照会があり、大阪府選管で府下全域の配送計画を作成するなどの業務に支障がでないよう、納品場所を決定次第速やかに報告するよう要請があった。当該報告を遅滞するほど、選挙公報配布業者への選挙公報の納品日が遅滞することとなり、適正な履行に必要な履行期間を確保できないこととなる。</p> <p>また、配布業者においては、衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査公報の納品(1月31日頃)から配布開始(2月3日頃)までは3日程度、配布開始から法律上の配布期限(2月6日)までは4日程度しかないため、速やかに配布ができるよう、納品日までに配布部数や配布箇所の把握、配布人員の大幅な増員、配布責任者等への業務説明など、万全の体制を整える必要がある。なお、大阪府知事選挙選挙公報については、公示日が早いため、衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報等より3日程度早く納品されるが、当該選挙公報のみ先に配布することは、この度のタイトなスケジュールにおいては困難であり、非効率であるため、衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報等と同時配布とする。</p> <p>よって、解散表明・選挙日程の確定後速やかに業者を決定する必要があり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難となり、選挙(審査)公報の世帯への配布が遅れ、選挙人の投票行動に悪影響を来す恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和7年7月参議院議員通常選挙)において受注した株式会社YDS府下南部地区本部ならば法律上の配布期限までのタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	1者随契	